三十九及び46	操業区域の45及び47	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二
四十	操業区域の47	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上一五〇トン未満	一五トン以上一八五トン未満	八

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。

2　この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　総トン数の欄に掲げる総トン数の区分ごとの隻数のうちには、当該区分のうち旧トン数の区分を超える旧トン数の船舶であって、当該船舶の総トン数から現に当該船舶について受けている沖合底びき網漁業の許可又は起業の認可（当該船舶についてのこの告示に係る許可又は起業の認可の申請が漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第一条の五第二項、第一条の七第一項若しくは第二項又は第一条の八の規定の適用を受ける場合には、従前の許可又は起業の認可）の制限又は条件により補充トン数として使用し得ないこととされているトン数に〇・〇一トンを加算したトン数を控除して得たトン数が当該区分に属するものについて許可又は起業の認可をすべき隻数を含むものとする。

4　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認めた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

5　この告示に係る許可又は起業の認可には、次の表の上欄に掲げる区分に従い、おおむね同表の下欄に掲げる制限又は条件を付けることがある。

区分	制限又は条件
1　操業区域の1又は2に係るもの	制限又は条件（別記二の制限又は条件をいう。以下同じ。）の1、8、66及び67
2　操業区域の1又は2に係るものであって、北海道オホーツク海沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の66及び67
3　操業区域の2に係るものであって、北海道太平洋沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の4、5、66及び67
4　操業区域の3に係るもの	制限又は条件の3、66及び67
5　操業区域の3又は4に係るもの	制限又は条件の2、8から10まで、66及び67
6　操業区域の4に係るものであって、北海道オホーツク海沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の6、7、66及び67
7　操業区域の6に係るもの	制限又は条件の17、20、21、66及び67
8　操業区域の7に係るもの	制限又は条件の11、13、21、66及び67又は12、13、21、66及び67
9　操業区域の8に係るもの	制限又は条件の14、66及び67又は15、16、66及び67
10　操業区域の10又は11に係るものであって、宮城県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の18、66及び67又は18、19、66及び67
11　操業区域の12に係るものであって、茨城県又は千葉県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の22、66及び67
12　操業区域の14に係るもの	制限又は条件の23、66及び67
13　操業区域の17に係るものであって、愛知県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の24、25、66及び67又は26、27、66及び67
14　操業区域の17に係るものであって、和歌山県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の24、25、66及び67
15　操業区域の21に係るもの	制限又は条件の28、66及び67又は29、30、66及び67
16　操業区域の22に係るもの	制限又は条件の31から33まで、66及び67
17　操業区域の18、20、21に係るもの	制限又は条件の66及び67
18　操業区域の29に係るものであって、青森県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の36、66及び67
19　操業区域の29に係るものであって、秋田県八森港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の35、37、66及び67
20　操業区域の29に係るものであって、秋田県金浦港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の34、37、66及び67
21　操業区域の33に係るもの	制限又は条件の38、66及び67
22　操業区域の34に係るもの	制限又は条件の39から41まで、66及び67又は42、43、66及び67
23　操業区域の37に係るもの	制限又は条件の48、49、59、66及び67
24　操業区域の38に係るものであって、兵庫県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の44から48まで、58、66及び67
25　操業区域の38に係るものであって、鳥取県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の44、45、50、51、60、66及び67
26　操業区域の38に係るものであって、島根県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の52、62、66及び67
27　操業区域の40に係るものであって、鳥取県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の53から55まで、61、66及び67
28　操業区域の40に係るものであって、島根県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の56、62、66及び67
29　操業区域の43に係るもの	制限又は条件の57、63、66及び67
30　操業区域の46に係るものであって、島根県又は長崎県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の64から67まで
31　操業区域の46に係るものであって、山口県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の64、66及び67